

固定資産に係る規程の不備

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容
<p>公益財団法人 千里ライフサイエンス 振興財団</p>	<p>1 公益法人会計上、固定資産の計上に係る基準は各法人の判断に委ねられており、各法人は会計規程等において当該基準を設定している。 公益財団法人千里ライフサイエンス振興財団では、平成21年に会計規程を改定しており、改定前の会計規程では耐用年数が1年以上かつ取得価額が20万円以上のものを固定資産として計上する基準を定めていたものの、改定後の会計規程では当該計上基準は削除されていた。 そのため、改定後は改定前の基準を準用して運用が行われている。</p> <p>2 固定資産の実査が適切に行われない場合、固定資産の紛失や遊休などの状況を適時に認識できなくなる懸念がある。 しかし、会計規程において、固定資産台帳と現物の照合に係る定めがなく、実際に照合は実施されていなかった。</p>	<p>1 統一的な会計処理を行うため、会計規程において固定資産の計上基準を明確にされたい。</p> <p>2 固定資産台帳と現在の状況との乖離が生じることのないよう、会計規程等において固定資産実査の実施を定めるとともに、団体の実態に合った固定資産実査の方法を検討し、計画的かつ適切な固定資産実査を実施されたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>【会計規程】 第7章 固定資産会計 (固定資産の分類と管理) 第50条 固定資産は、公益法人会計基準に準拠して分類するものとする。 2 固定資産は、台帳を備え、その保全状況及び移動について記録し、異動、毀損、滅失のあった場合は事務局長に報告しなければならない。</p> </div>	<p>1 固定資産の計上基準について会計規程を改正(平成28年4月1日施行)し、固定資産の計上基準を明記した。</p> <p>2 固定資産実査の実施について会計規程を改正(平成28年4月1日施行)し、同規程に基づき、平成28年度から固定資産実査を実施する。</p>

監査(検査)実施年月日(委員:一年一月一日、事務局:平成28年1月25日から同月26日まで)